

## 添付図書一覧表（耐震改修の計画の認定）

改修計画の認定に必要なとなる図書	
<b>共通図書①</b>	
	外観写真
	確認済証及び検査済証の写し（これまで交付されたものすべて）
	改修計画が建築確認等を要するものであるかを判断できる図書
	その他市長が必要と認める書類
<b>共通図書②（法第17条第3項第3号から第6号の基準に適合させる場合）</b>	
	省令28条第3項に規定する添付図書
	省令28条第4項に規定する添付図書
	省令28条第5項に規定する添付図書
	省令28条第6項に規定する添付図書
<b>耐震関係規定に適合させる場合</b>	
	付近見取図（省令第28条第1項第1号の表に定める事項を明示）
	各階平面図（省令第28条第1項第1号の表に定める事項を明示）
	基礎伏図（省令第28条第1項第1号の表に定める事項を明示）
	各階床伏図（省令第28条第1項第1号の表に定める事項を明示）
	小屋伏図（省令第28条第1項第1号の表に定める事項を明示）
	構造詳細図（省令第28条第1項第1号の表に定める事項を明示）
	構造計算書（省令第28条第1項第1号の表に定める事項を明示）
	※高さが60メートルを超える建築物の場合は不要
<b>耐震診断基準（※1）に適合させる場合</b>	
	耐震改修計画の評価書の写し
	省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図、各階平面図
<b>法第17条第10項の規定により、確認済証の交付があったものとして認定を受ける場合</b>	
	建築基準法第6条第1項の規定による確認申請書又は同法第18条第2項の規定による通知に要する通知書
<b>高さが60メートルを超える建築物の場合</b>	
	建築基準法第20条第1号の認定書の写し
<b>委任状（※2）</b>	

※1 昭和56（1981）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準のこと。

※2 申請者から委任を受けた方が申請を行う場合に限り必要です。

なお、委任を受けたものの所属する事務所名（電話番号を含む）、事務所の別（行政書士事務所、一級建築士事務所等）、代理者の氏名及び身分（行政書士、一級建築士等）を記入し押印してください。

委任状に押印のある印鑑は、認定通知書をお渡しする時等に持参いただく必要がありますので、ご注意ください。